

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

平成31年

奈良市議会3月定例会

平成30年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 任期付職員の任用等について（平成30年3月27日付総行公第44号、総行給第18号総務省自治行政局公務員部長通知） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> 1. 任期付短時間勤務職員に対して支給しない手当のうち、単身赴任手当を削る。（第6条の3関係） 2. 企業職員である任期付短時間勤務職員に対して支給しない手当のうち、単身赴任手当を削る。（第7条の2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 任期付短時間勤務職員の支給対象手当から除かれていた単身赴任手当について、常勤職員同様に支給すべき手当に位置付けられたため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総務部 人事課

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2 給与条例第11条から第15条まで、<u>第16条の3及び第16条の5</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 企業職員給与条例第3条の2、第5条、第5条の3、<u>第6条の2</u>及び第13条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>第6条の3 略</p> <p>2 給与条例第11条から第15条まで<u>及び第16条の3</u> _____の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 企業職員給与条例第3条の2、第5条、第5条の3 _____及び第13条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年人事院勧告（平成30年8月10日） ・特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第83号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市議会の議員及び特別職の期末手当の支給割合を改定する。（第1条から第10条までによる改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 (2) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 (3) 教育長の給与に関する条例 (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改定に準じて、本市の議会の議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合の改定を行う。 ・一般職の職員の給与改定に準じ、特別職においても、期末手当の基礎額算定における役職加算率の引下げ並びに給料の月額及び手当の減額を行う。 		<p>2. 特別職の期末手当の基礎額算定における役職加算率の引下げを行うとともに、平成31年4月から平成32年3月までの間、特別職の給料月額及びこれに連動する手当の減額をする。（第3条から第10条までによる改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 (2) 教育長の給与に関する条例 (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例
5 施行期日	公布の日、平成31年4月1日	所管部課	総務部 人事課

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の167.5 _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>12～14 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額_____を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の130_____」とあるのは、「100分の167.5_____」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。</p> <p>13～15 略</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額__を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>_____」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</u></p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>7 略</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第7条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>4 略</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額<u> </u>を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>4 略</p> <p><u>5</u> <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、監査委員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</u></p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>6</u> 略</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第9条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第10条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額<u> </u>を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条第2項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。</u></p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>7 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年人事院勧告（平成30年8月10日） ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成30年法律第82号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 給料表の改定（第1条及び第3条による改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般職の職員の初任給を引き上げるとともに、その他の職員についても、給料の引上げを行う。 (2) 再任用職員及び特定任期付職員について、一般職の職員に準じた引上げを行う。 <p>2. 期末手当及び勤勉手当の改定（第1条から第4条までの規定による改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定する。 (2) 一般職の職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を改定する。 <p>3. 各種手当の改定（第2条及び第4条による改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通勤手当の支給額の上限を改定する。 (2) 時間外勤務手当の単価算出方法を改定する。 (3) 一般職の職員及び再任用職員の期末勤勉手当の基礎額算定の際の管理職加算を廃止する。 <p>4. 給料の減額（第2条及び第4条による改正）</p> <p>平成31年4月から平成32年3月までの間、一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の給料の月額及びこれに連動する手当の減額を行う（退職手当の算定には適用しない。）。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改定に準じて、再任用職員及び特定任期付職員を含む本市の一般職の職員の給与の改定を行う。 ・本市の一般職の職員の各種手当の改定を行うほか給料の減額を行うため。 		
5 施行期日	公布の日、平成31年4月1日	所管部課	総務部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u></p> <p>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,300円</u>) を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき、<u>21,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u></p> <p>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600円</u>) を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25</p>

現行
 条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600

改正案
 条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。））」と読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000

現行												改正案											
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300		13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700	
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700		14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100	
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000		15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400	
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100		16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500	
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400		17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800	
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400		18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800	
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300		19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700	
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200		20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600	
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100		21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700			22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200			23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700			24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800			25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900			26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100			27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300			28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300			29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700		
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200			30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600		
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100			31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000			32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400		
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800			33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200		
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700			34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100		

現行											改正案										
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400		35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900		36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600		37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200		38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000		39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600		40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100		41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600			
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000			
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600			
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000				
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400				
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100				
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600				
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000				
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400				
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800				
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200				
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600				
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000				
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300				

現行									改正案													
再任用職員以外の職員	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200							57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600							58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900							59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200							60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500							61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700								62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000								63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300								64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600								65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900								66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200								67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500								68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700								69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000								70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300								71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600								72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800								73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100								74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400								75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600								76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800								77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		

現行								改正案							
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,400	342,200					94		294,900	342,600				
95		294,800	342,700					95		295,200	343,100				
96		295,200	343,100					96		295,600	343,500				
97		295,400	343,200					97		295,800	343,700				
98		295,700	343,700					98		296,100	344,100				
99		296,100	344,100					99		296,500	344,500				

現行										改正案													
		100	296,500	344,400									100	296,900	344,800								
		101	296,700	344,700									101	297,100	345,100								
		102	297,000	345,100									102	297,400	345,500								
		103	297,400	345,500									103	297,800	345,900								
		104	297,700	345,900									104	298,100	346,300								
		105	297,900	346,400									105	298,300	346,800								
		106	298,200	346,800									106	298,600	347,200								
		107	298,600	347,200									107	299,000	347,600								
		108	298,900	347,600									108	299,300	348,000								
		109	299,100	348,100									109	299,500	348,500								
		110	299,500	348,500									110	299,900	348,900								
		111	299,900	348,800									111	300,300	349,200								
		112	300,200	349,100									112	300,600	349,500								
		113	300,300	349,600									113	300,800	350,000								
		114	300,600										114	301,000									
		115	300,900										115	301,300									
		116	301,300										116	301,700									
		117	301,500										117	301,900									
		118	301,700										118	302,100									
		119	302,000										119	302,400									
		120	302,300										120	302,700									

現行												改正案											
	121		302,700										121		303,100								
	122		302,900										122		303,300								
	123		303,200										123		303,600								
	124		303,500										124		303,900								
	125		303,800										125		304,200								
再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000		再任 用職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、同号アに掲げる交通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては<u>6,900円</u>をそれぞれ超えない範囲内において市長が規則で定める額(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第20条 第10条及び第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの_____で除して得た額とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、同号アに掲げる交通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては<u>10,500円</u>をそれぞれ超えない範囲内において市長が規則で定める額(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第20条 第10条及び第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの<u>から市長が規則で定める時間を減じたもの</u>で除して得た額とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の130</u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>_____」とする。</p>

現行	改正案
<p>4 略</p> <p>5 職務の級が3級以上である職員（市長が規則で定める職員に限る。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額（市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>（勤勉手当）</p>	<p>4 略</p> <p>5 職務の級が3級以上である職員（市長が規則で定める職員に限る。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額 _____ を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>（勤勉手当）</p>
<p>第25条 略</p>	<p>第25条 略</p>
<p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5 _____ を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45 _____ を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～24 略</p> <p>（給料月額の特例）</p>	<p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～24 略</p> <p>（給料月額の特例）</p>

現行	改正案
25 略	<p>25 略</p> <p>26 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額を支給に当たっては、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。</u></p>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 373,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">421,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には</u> 100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 373,000	2	421,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000
号給	給料月額																												
1	円 373,000																												
2	421,000																												
3	471,000																												
4	532,000																												
5	607,000																												
6	709,000																												
号給	給料月額																												
1	円 374,000																												
2	422,000																												
3	472,000																												
4	533,000																												
5	608,000																												
6	710,000																												

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは、「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは、「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>2 平成25年6月30日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項、次項及び第6項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで及び第20条並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(給料月額の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>2 平成25年6月30日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下_____「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで及び第20条並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(給料月額の特例)</p>

現行	改正案
6 略	6 略 7 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、特定任期付職員の給料月額を支給に当たっては、給料表及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、同表に規定する額（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定の適用を受ける職員にあっては、同表に規定する額にこれらの項に規定する額を加えた額とする。以下この項において「平成29年改正条例に伴う給料月額」という。）から平成29年改正条例に伴う給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例の規定により退職手当の基本額を計算する場合は、この限りでない。</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から、奈良市杏中共同浴場の項を削る。
3 制定改廃の理由	<p>・ 杏中共同浴場について、利用者が減少しているとして、指定管理者から指定取消しの申出があった。これに対し本市として、新たに指定管理者を指定し、また直営により浴場を継続することはできないと判断したことから、同浴場を廃止するため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民活動部 人権政策課

奈良市共同浴場条例 新旧対照表

現行	改正案														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="159 389 501 435">名称</th><th data-bbox="501 389 1061 435">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="159 435 501 481">奈良市東之阪共同浴場</td><td data-bbox="501 435 1061 481">奈良市東之阪町14番地の4</td></tr><tr><td data-bbox="159 481 501 528">奈良市古市西共同浴場</td><td data-bbox="501 481 1061 528">奈良市古市町1,503番地の1</td></tr><tr><td data-bbox="159 528 501 584">奈良市杏中共同浴場</td><td data-bbox="501 528 1061 584">奈良市杏町386番地の1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4	奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1	奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 389 1509 435">名称</th><th data-bbox="1509 389 2069 435">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 435 1509 481">奈良市東之阪共同浴場</td><td data-bbox="1509 435 2069 481">奈良市東之阪町14番地の4</td></tr><tr><td data-bbox="1167 481 1509 528">奈良市古市西共同浴場</td><td data-bbox="1509 481 2069 528">奈良市古市町1,503番地の1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4	奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1
名称	位置														
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4														
奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1														
奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1														
名称	位置														
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4														
奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1														

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手話言語条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 本市における手話言語に関する施策を推進するため、基本理念等必要な事項を定める。</p> <p>(1) 基本理念（第2条関係）</p> <p>(2) 市の責務（第3条関係）</p> <p>(3) 市民の役割（第4条関係）</p> <p>(4) ろう者の役割（第5条関係）</p> <p>(5) 事業者の役割（第6条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・手話に対する理解を促進し、手話を使用しやすい環境を整えることで、ろう者を含む全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、基本理念、市の責務等を定める。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

平成 3 1 年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 東部出張所の所管区域に田原連絡所の所管区域を加える。 (別表関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・東部出張所の業務見直しに伴い、田原連絡所の所管区域を東部出張所の所管区域へ移管するため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	市民生活部 東部出張所

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市エイズ対策推進会議及び奈良市結核対策評価推進会議を統合し、奈良市感染症対策委員会を新設する。（別表関係）</p> <p>2. 奈良市障害者計画等策定委員会を新設する。（別表関係）</p> <p>3. 奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会を新設する。（別表関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市エイズ対策推進会議及び奈良市結核対策評価推進会議を統合し、感染症全般について総合的な見地から審議する奈良市感染症対策委員会を設置するため。 ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する市町村障害者計画等の策定及び変更並びに実施についての調査審議に関する事務を担当する奈良市障害者計画等策定委員会を設置するため。 ・ 家庭系ごみ収集運搬業務における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定等の審査に関する事務を行う奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会を設置するため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課、健康医療部 保健所 保健予防課、環境部 環境政策課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市エイズ対策推進会議	エイズ対策に関する重要事項についての審議に関する事務		奈良市感染症対策委員会	結核、エイズその他の感染症対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市結核対策評価推進会議	結核対策に関する重要事項についての審議に関する事務			
	略	略		略	略
	奈良市いじめ問題再調査委員会	略		奈良市いじめ問題再調査委員会	略
			奈良市障害者計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画等の策定及び変更並びに実施についての調査審議に関する事務	
			奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会	本市が発注する家庭系ごみ収集運搬業務における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務	

現行			改正案		
略	略	略	略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務命令の上限の設定等に係る条例参考例の送付について（平成30年12月21日付総行公第182号総務省自治行政局公務員部公務員課長通知） 	4 制定改廃の概要	1. 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、第8条第1項及び第2項に規定するもののほか、必要な事項を規則で定める規定を加える。（第8条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が平成31年4月から施行されることを受けて、国家公務員の超過勤務命令に関し、上限を人事院規則で定めることとなった。これに準じ、地方公務員においても、同様の措置を講じる必要があるため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	総務部 人事課

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 小学校に就学している子を養育している職員を対象とした子育て部分休暇制度の規定を新設する。</p> <p>(1) 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p>(2) 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条による改正）</p> <p>(3) 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第2項による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・職員及び企業職員への育児支援を拡大し、働きながら育児がしやすい環境の整備を進めるため。</p>		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	総務部 人事課、企業局 経営部 企業総務課

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項まで_____において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間_____及び組合休暇とする。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項まで<u>及び第15条の3第1項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休暇及び組合休暇</u>とする。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 略</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p>第15条の3 <u>子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につ</u></p>

現行	改正案
<p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間_____及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間_____及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p><u>き勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休暇</u>及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休暇</u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（組合休暇の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。))の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（組合休暇の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が次に掲げる休暇等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1) 部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。第4号において同じ。))を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</p> <p>(2) 介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。))の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないこと</p>

現行	改正案
<p>間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p>	<p>が相当であると認められる場合における休暇をいう。)</p> <p>(3) 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</p> <p>(4) 子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)を除く。)が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条 地方公務員の育児休業等に関する法律_____第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間_____の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>、勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間等条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号） ・技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第27号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p>(1) 引用条文の整理を行う。 学校教育法第104条第4項第2号を学校教育法第104条第7項第2号に改める。</p> <p>2. 奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正（第2条による改正）、奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正（第4条による改正）</p> <p>(1) 水道技術管理者等の資格要件として、専門職大学に関する規定を加える。 (2) 水道技術管理者等の資格として規定している、技術士法の規定による二次試験の選択科目から「水道環境」を削る。</p> <p>3. 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第3条による改正）</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件として、専門職大学に関する規定を加える。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の一部改正により専門職大学の制度が設けられることに伴い、引用条文の整理その他所要の改正を行う必要があるため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	総務部 人事課、健康医療部 保健所 生活衛生課、環境部 廃棄物対策課、企業局 管理部 企業技術監理課

奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(教育施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設 (自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(教育施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設 (自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3)・(4) 略</p>

奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者_____については7年以上、第4号に規定する学校を</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)</u>については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者<u>(専門職大学前期課程の修了者を含む。)</u>については7年以上、第4号に規定する学校を</p>

現行	改正案
<p>卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した<u>もの</u>に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u></p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した<u>者</u>に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u></p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p>

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第22条の5 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校_の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校_の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第22条の5 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校_の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校_の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 略</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者)に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 略</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p>

現行	改正案
<p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____</p> <p>_____後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者_____については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生_____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号において卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付27経営第3278号農林水産事務次官依命通知） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報酬の支給方法に年額を加える。（第4条関係） 2. 農業委員会の会長、副会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬について、基本報酬（月額）と能率報酬（年額）を支給する形に改める。（別表第1関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源として交付される農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく交付金を活用し、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	農業委員会事務局

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行		改正案																																	
(報酬の支給方法等) 第4条 報酬は、次の各号に掲げる報酬の額の定め区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>1回</u> 市長が定める日に支給する。 2・3 略 別表第1 (第2条・第3条関係) 報酬額		(報酬の支給方法等) 第4条 報酬は、次の各号に掲げる報酬の額の定め区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>年額及び1回</u> 市長が定める日に支給する。 2・3 略 別表第1 (第2条・第3条関係) 報酬額																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 69,000円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>月額 54,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農地利用最適化推進委員</td> <td>月額 40,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支給区分		報酬額	略		略	農業委員会	会長	月額 69,000円	副会長	月額 54,000円	委員	月額 45,000円	農地利用最適化推進委員		月額 40,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>基本報酬 月額 69,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>基本報酬 月額 54,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>基本報酬 月額 45,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農地利用最適化推進委員</td> <td>基本報酬 月額 40,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定</td> </tr> </tbody> </table>		支給区分		報酬額	略		略	農業委員会	会長	基本報酬 月額 69,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額	副会長	基本報酬 月額 54,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額	委員	基本報酬 月額 45,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額	農地利用最適化推進委員		基本報酬 月額 40,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定
支給区分		報酬額																																	
略		略																																	
農業委員会	会長	月額 69,000円																																	
	副会長	月額 54,000円																																	
	委員	月額 45,000円																																	
農地利用最適化推進委員		月額 40,000円																																	
支給区分		報酬額																																	
略		略																																	
農業委員会	会長	基本報酬 月額 69,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額																																	
	副会長	基本報酬 月額 54,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額																																	
	委員	基本報酬 月額 45,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額																																	
農地利用最適化推進委員		基本報酬 月額 40,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定																																	

現行		改正案	
			める基準の範囲内で市長が定める額
備考 略		備考 略	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別会計条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第53号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奈良市駐車場事業特別会計及び奈良市針テラス事業特別会計を廃止する。（本則第5号、第6号関係） 2. 奈良市針テラス事業基金条例を廃止する。（附則第2項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場について、利用料金制への移行により、駐車場使用料の収入がなくなり、駐車場事業会計を一般会計と区分して経理する必要がなくなるため。 ・針テラス事業の契約相手方事業者の債務不履行により、当該事業者との契約を解除した。これにより、土地使用料の収入がなくなり、針テラス事業会計を一般会計と区分して経理する必要がなくなるため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	財務部 財政課、観光経済部 観光戦略課

奈良市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 奈良市駐車場事業特別会計 駐車場事業</u></p> <p><u>(6) 奈良市針テラス事業特別会計 針テラス事業</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号。以下「第8次一括法」という。）第3条による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の一部改正 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「国基準」という。） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに施設の設備及び運営に関する基準について、国基準に準ずる内容を規定する。ただし、奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）との整合を図る観点から、次のとおり本市独自の基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建物及びその附属設備の位置 (2) 屋外遊戯場の設置場所 (3) 職員資格の特例 (4) その他、幼保連携型認定こども園の基準において規定する項目の追加 <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園の一般原則 ○園児を平等に取り扱う原則 ○虐待等の禁止 ○秘密保持 ○食事における献立等 ○苦情対応 ○暴力団の排除 <p>なお、国基準のうち、教育及び保育の内容、保育者の資質向上等に関する細部の事項については規則において定めることとする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・第8次一括法による認定こども園法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第55号） ・学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号） ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号） ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第15号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 母子生活支援施設の職員の資格要件の改正（第25条、第27条関係）</p> <p>国の省令改正に伴い、母子支援員の資格要件として専門職大学に関する規定を加えるほか、心理療法担当職員の資格要件の見直しその他の文言整理を行う。</p> <p>2. 保育所設備の基準の改正（第33条関係）</p> <p>国の省令改正に伴う文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準省令改正に伴う文言の追加及び改正を行う。 		
5 施行期日	平成31年4月1日、公布の日	所管部課	子ども未来部 子育て相談課、保育所・幼稚園課

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案																
<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で_____、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2階</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td style="text-align: center;">1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	略	略	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123	<p>(職員)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事_____の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2階</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td style="text-align: center;">1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	略	略	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123
階	区分	施設又は設備															
2階	略	略															
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123															
階	区分	施設又は設備															
2階	略	略															
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123															

現行			改正案		
		<p>条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2～4 略</p>			<p>条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2～4 略</p>
3階	略	略	3階	略	略
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
4階以上	略	略	4階以上	略	略
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は<u>外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）</u>を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は<u>付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）</u>を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
ウ～ク 略			ウ～ク 略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について（平成28年12月22日付保国発1222第1号厚生労働省保健局国民健康保険課長通知） ・福祉医療費助成条例（準則）等の一部改正について（平成30年10月19日付医保第274号奈良県福祉医療部医療・介護保険局長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 乳幼児を対象とした子ども医療費等の助成について、現物給付方式を実施するための規定を新設する。</p> <p>(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>(3) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正（第3条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を対象とした福祉医療費助成制度に関し、県内医療機関で受診した場合には現物給付方式による助成を行うことを可能とするため、所要の規定の整備を行う。 		
5 施行期日	平成31年8月1日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課、福祉部 福祉医療課

奈良市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>を</u>対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>につ</u>いて <u> </u> 行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(助成の方法)</u></p> <p>第3条の2 <u>医療費の助成は、当該子どもが病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当該子ども（乳幼児に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。</u></p>
<p>(証明書の交付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 対象者は、前項の証明書を市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等において当該子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。</p>	<p>(証明書の交付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 対象者は、前項の証明書を指定医療機関 <u> </u> において当該子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。</p>

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>を</u>対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>につ</u>いて<u>行</u>うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 <u>医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。ただし、市長が必要と認めるときは、対象者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）に支払うことにより行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、対象者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。</u></p>
<p>(証明書の交付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 対象者は、前項の証明書を市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等において医療を受ける際に提示しなければならない。</p>	<p>(証明書の交付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 対象者は、前項の証明書を指定医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。</p>

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>を</u>対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(証明書の交付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 対象者は、前項の証明書を市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等において医療を受ける際に提示しなければならない。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）<u>につ</u>いて <u>行</u>うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 <u>医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、対象者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(証明書の交付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 対象者は、前項の証明書を指定医療機関 <u>に</u>において医療を受ける際に提示しなければならない。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第27号） ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 賦課限度額の引上げ 保険料の賦課限度額を54万円から58万円に引き上げる。（第12条の6、第16条関係）</p> <p>2. 軽減判定所得の引上げ 保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の引上げ（第16条関係）</p> <p>(1) 5割軽減の対象となる所得基準額の引上げ 27.5万円 → 28万円</p> <p>(2) 2割軽減の対象となる所得基準額の引上げ 50万円 → 51万円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の基礎賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得が見直されたため。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の<u>一般被保検者</u>に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超え</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の<u>一般被保険者</u>に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超え</p>

現行	改正案
<p>る場合には、<u>54万円</u>) とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>27万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中</p>	<p>る場合には、<u>58万円</u>) とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中</p>

現行	改正案
<p>「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市犯罪被害者等支援条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 本市における犯罪被害者等の支援を推進するため、基本理念等必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本理念（第3条関係） (2) 市の責務（第4条関係） (3) 市民等の責務（第5条関係） (4) 見舞金の支給（第10条から第15条まで関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援を推進するため、基本理念、市の責務、見舞金の支給等について定める。 		
5 施行期日	平成31年4月1日	所管部課	市民活動部 人権政策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場及び第 2 駐車場について、指定管理者は、利用料金の 10 パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる旨の規定を追加する。 (第 4 条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度により管理を行っている奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場及び第 2 駐車場について、利用料金制の導入に伴い、回数券に係る規定について所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	平成 31 年 4 月 1 日	所管部課	建設部 土木管理課

奈良市営駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用料金等)</p> <p>第4条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める利用料金を支払い、又は使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) JR奈良駅第1駐車場及びJR奈良駅第2駐車場 次項に定める利用料金</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長は、規則で定めるところにより、<u>利用料金又は使用料(以下「駐車料金」という。)</u>の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p>第5条 次のいずれかに該当する自動車については、<u>駐車料金</u>を徴収しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第4条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める利用料金を支払い、又は使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) JR奈良駅第1駐車場及びJR奈良駅第2駐車場 次項に定める利用料金</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</u></p> <p>6 市長は、規則で定めるところにより、<u>使用料</u>の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p> <p>(駐車料金の不徴収)</p> <p>第5条 次のいずれかに該当する自動車については、<u>利用料金又は使用料(以下「駐車料金」という。)</u>を徴収しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 梅の郷月ヶ瀬温泉の利用料金の上限額を改正する。(別表関係)
3 制定改廃の理由	<p>・梅の郷月ヶ瀬温泉の健全な運営管理を図るため、温泉の利用料金の上限額の改正を行い、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするため。</p>		
5 施行期日	平成31年6月1日	所管部課	市民生活部 月ヶ瀬行政センター地域振興課

奈良市温泉施設条例 新旧対照表

現行	改正案																																																										
<p>(入場の禁止等)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の_____いずれかに該当する者に対しては、温泉施設の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">梅の郷月ヶ瀬温泉利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td rowspan="2">大人</td> <td>市内に住所を有する65歳以上の者</td> <td>1回につき <u>400円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>1回につき <u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回につき <u>300円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障がい者</td> <td>大人</td> <td>1回につき <u>400円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回につき <u>200円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回数券(12枚つづり)</td> <td>大人</td> <td><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>大人</td> <td>1人につき <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1人につき <u>250円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額の上限	一般	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき <u>400円</u>	上記以外の者	1回につき <u>600円</u>	小人	1回につき <u>300円</u>	障がい者	大人	1回につき <u>400円</u>	小人	1回につき <u>200円</u>	回数券(12枚つづり)	大人	<u>6,000円</u>	小人	<u>3,000円</u>	団体	大人	1人につき <u>500円</u>	小人	1人につき <u>250円</u>	備考 略			<p>(入場の禁止等)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、温泉施設の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">梅の郷月ヶ瀬温泉利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td rowspan="2">大人</td> <td>市内に住所を有する65歳以上の者</td> <td>1回につき <u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>1回につき <u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回につき <u>400円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障がい者</td> <td>大人</td> <td>1回につき <u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回につき <u>300円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回数券(12枚つづり)</td> <td>大人</td> <td><u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>大人</td> <td>1人につき <u>700円</u></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1人につき <u>350円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額の上限	一般	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき <u>600円</u>	上記以外の者	1回につき <u>800円</u>	小人	1回につき <u>400円</u>	障がい者	大人	1回につき <u>600円</u>	小人	1回につき <u>300円</u>	回数券(12枚つづり)	大人	<u>8,000円</u>	小人	<u>4,000円</u>	団体	大人	1人につき <u>700円</u>	小人	1人につき <u>350円</u>	備考 略		
区分		金額の上限																																																									
一般	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき <u>400円</u>																																																								
		上記以外の者	1回につき <u>600円</u>																																																								
	小人	1回につき <u>300円</u>																																																									
障がい者	大人	1回につき <u>400円</u>																																																									
	小人	1回につき <u>200円</u>																																																									
回数券(12枚つづり)	大人	<u>6,000円</u>																																																									
	小人	<u>3,000円</u>																																																									
団体	大人	1人につき <u>500円</u>																																																									
	小人	1人につき <u>250円</u>																																																									
備考 略																																																											
区分		金額の上限																																																									
一般	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき <u>600円</u>																																																								
		上記以外の者	1回につき <u>800円</u>																																																								
	小人	1回につき <u>400円</u>																																																									
障がい者	大人	1回につき <u>600円</u>																																																									
	小人	1回につき <u>300円</u>																																																									
回数券(12枚つづり)	大人	<u>8,000円</u>																																																									
	小人	<u>4,000円</u>																																																									
団体	大人	1人につき <u>700円</u>																																																									
	小人	1人につき <u>350円</u>																																																									
備考 略																																																											

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号） 	4 制定改廃の概要	1. 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。（別表第2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称変更される。これに伴い、所要の文言整理を行う必要があるため。 		
5 施行期日	平成31年7月1日	所管部課	都市整備部 景観課

奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

現行	改正案
別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係） 略	別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係） 略
別表第2の付表1 建築物の屋根	別表第2の付表1 建築物の屋根
略	略
建築物の外壁又はこれに代わる柱	建築物の外壁又はこれに代わる柱
略	略
（注）表の数値は、 <u>日本工業規格Z8721</u> に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。	（注）表の数値は、 <u>日本産業規格Z8721</u> に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。
別表第2の付表2	別表第2の付表2
略	略